

令和 7 年（2025 年）10 月 21 日

自治会長 各位

宝塚市 広報課長

市広報板無償譲渡にかかる意向調査の結果

この度は、市広報板の無償譲受等にかかる意向調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。意向調査の結果と、ご意見・ご質問をとりまとめましたので、下記のとおり報告いたします。

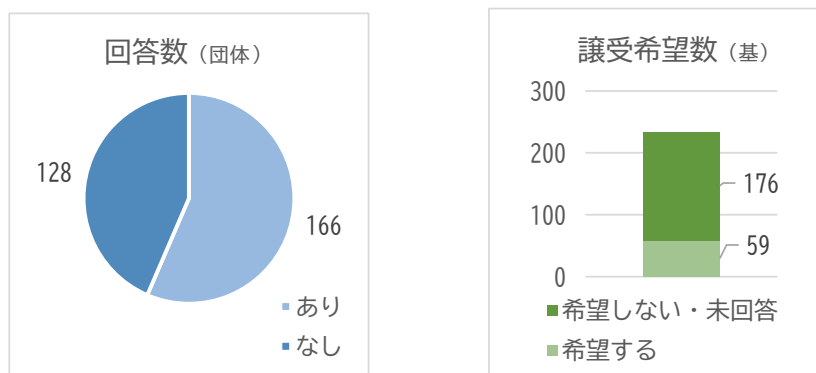
内容をご確認いただいた上で回答に変更がある、または未回答の場合は、改めて 11 月 28 日（金）までに調査票をご提出いただきますようお願いいたします。ご回答がない場合は、譲受の希望がなかったものとさせていただきますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、「希望する」とご回答いただいた団体様へは、来年 1 月以降に担当から個別にご連絡いたします。

記

1 意向調査の結果（9/17 現在）

- （１） 回答数は、294 団体（まち協 20、自治会 274）中、166 団体
- （２） そのうち、「希望する」の回答は、25 団体・59 基（全 235 基）



- （３） 意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答
別紙 1 のとおり

2 1 の意向調査以外で出た意見（代表者交流会、広報課への問い合わせ、各団体定例会など） 及び市の回答 別紙 2 のとおり

3 問い合わせ先

宝塚市企画経営部広報課

担当：夏梅・久家・上杉

TEL：0797-77-2002（直通）

e-mail：m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp

別紙 1 意向調査で出た意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答

(1) 希望する／今後の取り扱いの意見・要望

団体意見	市回答
防犯、環境、イベント、教育などの情報得る手段として%が低くても当地区は必要。	ありがとうございます。譲渡後の活用をお願いします。
修繕は市役所でお願いしたい。	劣化や損傷など使用に支障をきたす状態のものは、市で修繕してから、譲渡させていただきます。ただし、広報板の多くは、設置から 20～40 年を経過しているため、状態の酷いものから順に、市の予算の範囲内で対応いたします。修繕の可否は、個別に状態確認の上で決定させていただければと存じます。 譲渡後は、各団体様で管理・修繕をお願いします。
板の張替えとひさし(雨風よけ)を取り付けてほしい。	ひさしの取り付けは困難ですが、劣化や損傷など使用に支障をきたす状態のものは、市で修繕してから、譲渡させていただきます。ただし、広報板の多くは、設置から 20～40 年を経過しているため、状態の酷いものから順に、市の予算の範囲内で対応いたします。修繕の可否は、個別に状態確認の上で決定させていただければと存じます。
透明フタカバーを付け、マグネットタイプにして欲しい。	現状、劣化や損傷など使用に支障をきたす状態のものから優先的に対応を進めます。予算の都合上カバーの新規取り付けが難しい場合がありますことを予めご了承ください。詳細については、個別にご相談させていただきたく存じます。
希望の場所(地域)への移設は可能なのか？ その場合、移設費は自治会負担になる？	ご希望の場所の土地所有者などによって移設の可否が異なりますので、個別にご相談させていただきたく存じます。 また、移設にかかる負担は、市の予算の範囲内で対応の可否を検討いたします。なお、今後も活用する広報板の中で、移設より修繕を優先しますことを予めご了承ください。
「宝塚市広報板」のプレートを「〇〇自治会」に書き換えしてもらえるのですか。	今回の譲渡の際「宝塚市広報板」のプレートは、市で各団体様の名称に付け替えて引き渡しいたします。
譲り受けた広報板は占有的に使用できるのか（他の貼付物は貼らないでいいのか）。	原則、市からの掲示依頼はいたしませんので、各団体の判断で貼付物の掲示をお願いします。ただし、兵庫県屋外広告物条例に基づき、掲示できるポスター・ちらしは、営利を目的としないものに限り（自治会等が行うバザー、収益を社会福祉事業に使用することが明記されたチャリティー興行等は掲示可能）。

別紙1 意向調査で出た意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答

修繕又は撤去時の業者の御紹介はしていただけのですか。	広報板を団体様に譲渡後に、修繕・撤去を希望される場合、市内業者を複数社紹介することは可能です。 なお、市の指定業者はありません。
----------------------------	---

(2) 希望する／その他意見

団体意見	市回答
利用者多数のため撤去反対。	広報板をご覧いただきありがとうございます。引き続き、貴団体での活用をお願いいたします。
シルバーの収入源をなくすのは問題である。他に削るところがあるのでは？	シルバー人材センターは、長年にわたり広報板管理業務を支えてくださいましたが、市の財政状況がひっ迫している為、やむを得ず事業を縮小せざるを得ません。公共施設の清掃業務や公園の維持管理業務など、引き続き同センターへ委託することで、高齢者の社会参加と生きがいの創出を図り、地域の活性化に市も貢献できたと存じます。 その他の経費削減については、市民アンケート調査の結果から、効果の低かったメールマガジンを廃止するほか、エフエム宝塚の委託料を減額しています。加えて、市が制作委託している動画の本数を6本から2本に、広報誌のページ数を40ページから32ページにするなどコストカットに取り組んでいます。

(3) 希望しない／市管理で残してほしい

団体意見	市回答
駅前や人通りの多いところなどの存続を要望。	どれだけの方がご覧いただいているかなど、市の広報媒体としての効果や、維持管理するための費用などを勘案し、引き続き検討したうえで年内に決定し、1月以降のまちづくり協議会代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
高齢者に対する広報をネットで対応するのは無理が大きいかと思います。	市民アンケートの結果、「市役所が発信する情報を受け取る手段」として広報板を選択した人全員（100%）が広報誌も選択されており、「今後力を入れて欲しい情報発信の手段」として広報板を選択した人のうち84%が広報誌も選択されています。また、現在70歳代の98.4%が、80歳代の93%が広報誌をご覧になっています。しかし、物価と人件費が高騰しているため、この広報誌を毎月発行・全戸配布することも財政上厳しい状況です。毎月発行・全戸配布を継続するためにも、費用対効果の

別紙 1 意向調査で出た意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答

	観点から広報媒体の見直しが必要だと考えています。またデジタル化社会を見据えて、市ホームページや LINE、SNS の強化などにも取り組む必要があることから、高齢者向けのスマホ講座なども充実させていく考えです。
自治会域内の広報板をその自治会会員（域内の住民）が求めているとは限りません。つまり、広報板の要不要を、それが立っている自治会で判断させる今回の手法は、市民サービスをどうしていくのか？という問題を解決するには、いささか不十分ではないでしょうか。	ご意見のとおり、団体の域内の住民以外の方も広報板をご覧になっていることは認識しています。しかしながら、22 万人もの市民に伺いを立てることは、膨大な時間や人件費がかかることから現実的ではありません。自治会やまちづくり協議会は、その地域の住民により組織されており、地域内の意見の調整や合意形成のもと運営されているため、今回は地域ごとに問う方法を採用しました。 なお、広報板のあり方については、市の広報媒体としての効果や、維持管理するための費用などを勘案し、引き続き検討したうえで年内に決定し、1 月以降のまちづくり協議会代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
例えば選挙広報「衆議院議員選挙の投票日が○月○日ですよ」といったような広報価値は高い。	ご意見のとおり、選挙のお知らせは広報価値の高いものです。今後も、駅前や市役所への横断幕の掲示、主要駅の周辺の街頭へのバナー掲示を行うほか、広報誌の臨時号の発行やインターネット、SNS 等で広報していきます。
市 HP に同じ情報は記載されていると思いますが、内容によって格納されている場所も違い全てを探すのが難しいかと思えます。従って、HP 上に広報板コーナーのような一覧性のあるページを作っていただき探しやすい見やすくできないかご検討いただけるとありがたいと思います。	より見やすく、情報を探しやすい広報ツールとなることを目指し、市ホームページを 12 月にリニューアルします。市政情報のトピックス一覧やイベント情報の一覧も充実してまいりますので、ご期待ください。
広報板のデジタル化を検討して欲しい。	市役所庁舎内では一部デジタルサイネージを活用し、庁舎案内や市政情報、イベント情報などを発信しています。今後庁舎内にとどまらず活用範囲を広げられないか検討していきます。
今一度アンケート調査を希望。	今後新たにアンケート調査をする予定はありませんが、広報板のあり方については、これまでの市民アンケートや今回の意向調査をもって、市の広報媒体としての効果や、維持管理するための費用などを勘案し、引き続き検討したうえで年内に決定し、1 月以降のまちづくり協議

別紙1 意向調査で出た意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答

	会代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
--	------------------------------

(4) 希望しない／撤去時の要望

団体意見	市回答
撤去が決定次第、●年●月撤去予定と明示するのが良い。	ご意見ありがとうございます。撤去の決まった広報板は、最後の掲示物を剥がす際に今後の予定を貼付したいと存じます。
撤去後の地面補修工事也希望。	広報板の撤去時に支柱の基礎部分をフラットにし、舗装を整えます。
広報板の支柱は残してほしい。	広報板としてのご活用をされないのであれば、一律撤去を検討しています。支柱の用途について個別にお話し合いさせていただければと存じます。
市広報板撤去時に、地域内の不要になった住居案内図も撤去して欲しい。	撤去は、広報板をまとめて行うため、住居案内図などほかの掲示媒体と一緒に撤去することは致しかねます。ご了承ください。

(5) 希望しない／その他意見

団体意見	市回答
安易な廃止はやめてほしい。	本市の財政は、現在大変厳しい状況です。多様化・複雑化する市民ニーズに応え、市民サービスの維持や向上を図るための取り組みの一つであることをご理解願います。 広報板はこれまで、張り替え回数や修繕回数を減らすなどのコストカットをしてきました。その他の広報媒体も、市民アンケート調査の結果から、効果の低かったメールマガジンを廃止するほか、エフエム宝塚の委託料を減額しています。加えて、市が制作委託している動画の本数を6本から2本に、広報誌のページ数を40ページから32ページにするなど見直してきました。
公費削減が単なる手間削減でなく、きっちりスクラップアンドビルドしてデジタルで広報効果を発現できるよう期待しております。	より見やすく、情報を探しやすい広報ツールとなることを目指し、市ホームページを12月にリニューアルします。今後、ホームページをはじめ、LINEやSNSなどデジタル媒体での発信を強化していきますので、ご期待ください。
今後はWeb 広報板のようなものが必要ではないか。	今後、他市の導入事例や活用状況などを調査します。
広報板を残す場合のチラシは個別配布され	これまで広報板に掲示していたちらしなどの個別配布

別紙1 意向調査で出た意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答

るのか。	の予定はありません。ただし、ご希望によっては、運用方法などを検討します。
この調査自体に大きな問題がある。阪神淡路大震災の教訓を今一度思い起こしてもらいたい。	阪神・淡路大震災時には、市広報板が被災者のコミュニティボードとしても活用されたと聞いています。災害発生時は停電やシステムダウンなどでインターネットを始め電子機器などが使えないことも考えられますが、市では市広報板に代わりさまざまな方法で情報発信をしていきます。市は大規模災害の発生時には、市内小・中学校など指定避難所を地区全体の防災拠点に、公民館など市内7カ所を地域ステーションに位置づけ、市民の相談窓口を開設予定です。それらの拠点から市民の皆さまが情報を得られるよう、情報発信に努めます。
広報板は単に市からの広報のためだけにあるものではない（条例、広報板に関する規則）。	広報板は、宝塚市広報事務取扱規程により、「市政等の広報効果を高めるため、地域の実情に即して地域と協力して設置するもの」とされています。今回、市民アンケート調査の結果などを踏まえ、市の広報媒体としての費用対効果の観点から見直しを検討しているものです。一方、地域ごとの活用状況や広報媒体としての効果は、地域によって異なることから、今回の希望調査を行いました。 なお、国や県をはじめとする公共機関の情報、市の共催事業・後援事業は、広報板のほか市ホームページやLINE・SNSでも発信しています。
「市の情報を発信する手段（受け取る手段）」としての費用対効果が低いのは同感ですが、 広報板の役割は「市の発信する情報」の受け取りだけにとどまらず、市民が情報を発信・受信する場であると考えます。例えば、地域のお祭りの案内だったり、サロン運営の案内だったり、あるいは、ごみ回収に関する注意書きだったり、と。 確かに、ただのチラシの掲示板となり果ててしまい、美化の観点からも望ましくない広報板があることもよくわかります。しかしながら、「市の発信情報の有効性」の観点だけでなく、「広報板のもつ市民サービスの価値」からも検討すべきではないでしょう	ご意見のとおり、広報板には市の発信する情報だけでなく、市民団体からの情報や、国や県をはじめとする公共機関の情報も掲載しています。「市民が情報発信する手段」としての活用状況は把握できていないことから、活用されている地域においては、広報板を無償譲渡する形で継続的に活用していただきたく、今回の意向調査を行ったものです。市ホームページやLINE・SNSにおいても、市民団体からの情報を発信していますので、ご希望があった市民団体には、ご案内していきます。

別紙 1 意向調査で出た意見（一部抜粋／重複するものは除く）及び市の回答

か。	
税で設置されているものを任意団体に無償譲渡することには問題がある。任意団体に加入していない市民も税を納め、多様な情報を広報板から得ておりその権利を有する。希望を問うなら（まちづくり協議会、自治会だけでなく）すべての市民に問うべきである。	広報板は市民の税金を含む公費で設置しました。その広報板を廃棄する代わりに希望のある団体に譲渡するものなので、問題はないと考えています。 無償譲渡に関して、すべての市民に問わず自治会・まちづくり協議会に限った理由の一つに、効率性があります。22 万人もの市民に伺いを立てることは、膨大な時間や人件費がかかることから現実的ではありません。自治会やまちづくり協議会は、その地域の住民により組織されており、地域内の意見の調整や合意形成のもと運営されているため、今回は地域ごとに問う方法を採用しました。
無償譲渡の広報板の使用・管理のきまり事が明確でない（コマーシャル看板となってもいいのか？）。	譲渡団体とは譲渡時に覚書を締結します。掲示物は営利目的でないものに限る、市道や市有地では定期的に占有許可申請が必要な旨を記載予定です。
市民アンケート調査の結果、情報の受信手段として広報板利用の市民の割合が 1.8%、今後力を入れて欲しい情報の発信手段として広報板を選択した市民の割合が 8.5%であったとのこと。年齢別ではいかがでしたか？	市民意識に関するアンケート調査（令和 5 年度）の結果は、年代別でも集計しています。広報板に力を入れてほしいという意見は、全体では 8.5%、割合が一番多かった年代は 80 歳以上で 18.5%、ついで 16～19 歳の 17.2%でした。どの世代も広報誌の割合が多く、年代により差はあるもののホームページ、報道と続きます。詳細は、市ホームページからもご覧いただけます。 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/kocho/1000135/1055826.html 
広報板を利用される方や団体から、掲示料を徴収することは可能でしょうか？	広報板の維持・管理のための徴収は可能です。営利目的の徴収は兵庫県屋外広告物条例に基づき認められませんので、団体の収支報告書などで営利目的ではない（維持・管理のためである）ことが説明できるように記載してください。あわせて、掲示物においても営利を目的としないものに限ります。
現在イベント事の掲示物がほとんどで、広報板(行政として)の役割を果たしていないのでは!?	広報板への掲示は、イベントのポスターが多いですが、特殊詐欺の警戒、国勢調査、霊園の使用者募集などさまざまなお知らせを掲示しています。
受付印を押すなど、こまめな管理が必要。	ポスター掲示の際は、申請を受け付け、市の審査をしています。

別紙 2 意向調査以外で出た意見（代表者交流会、広報課への問い合わせ、各団体定例会など）
及び市の回答

団体意見	市回答
撤去は決定事項か	決定事項ではありません。令和 7 年度末で張り替えの委託を廃止し、8 年度中に危険個所にある広報板のみ撤去します。譲受希望の広報板は修繕・移設して、順次、自治会等へ譲渡。譲渡希望以外の広報板は 9 年度から順次撤去する方向で検討しているところです。市の広報板を一部残すかは、今回の意向調査の結果を踏まえて、年内に対応を決定し、1 月以降のまちづくり協議会代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
「広報板を利用した市民の割合は 1.8%」とは、どこの、どんな調査（調査法は）ですか。	令和 3 年 11 月に、市の企画政策課が実施した「市民アンケート調査」です。この調査は、2～3 年に一度、無作為で 3 千人（多層ランダムサンプリング抽出法）の市民に郵送で依頼しているもので、広報分野だけでなく、市全体の取り組みの評価等を広く行っています。 市民意識に関するアンケート調査（令和 3 年度）の詳細は、市ホームページからご覧いただけます。 https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/shisei/kocho/1000135/1045946.html  なお、「今後力を入れて欲しい情報発信の手段として広報板を選択した割合は 8.5%」は令和 5 年 10～11 月の調査に基づきます。
市の管理でなくなっても、引き続き市のお知らせを掲示したい。	ご希望を聞き取り、運用方法などを検討します。
今後はどのようにポスターなどを公開していくのか	すでに作成されているチラシやポスターは、市役所、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館、各人権文化センターなど公共施設 14 箇所では配架・掲示します。その他公共施設や商業施設など約 120 箇所について調査・意向確認中です。集約結果は 1 月以降の代表者交流会や自治会連合会理事会等でご報告いたします。
広報板がなくなるなら、LINE や SNS などを使えるよう準備しておきたい。出前講座を依頼することは可能か。	今後、社会的にもより一層紙媒体からデジタル媒体へと移行していくと考えられますので、それに備えるためにも、ぜひデジタル媒体で情報を受け取る準備を進めていただければ幸いです。デジタル媒体が苦手な方のために、市のふれあいトーク（出前講座）のテーマに「市の情報収集手段」や「市 LINE 公式アカウントの登録・活用方法」をあげていますので、ぜひご活用ください。

市広報板に関する意向調査票

貴団体名	
ご担当者氏名	
ご連絡先電話番号	
↓どちらかに○をつけてください。	
貴団体区域内にある 広報板について、 無償譲り受けを	① 希望する
	② 希望しない
(①に○をつけた場合) 受け取り希望の広報板 No. または地域を記入してください	
ご意見 (広報板に関するご意見や譲り 受けにあたっての質問事項など ありましたら記入してください)	

・ご回答期日 11月28日(金)

・ご回答方法

ファクス送信→0797-74-6903

直接ご提出→宝塚市東洋町 1-1 市役所本庁舎 4階 広報課

インターネットで回答→二次元コードをスマホで読み取り、回答してください。



ご協力ありがとうございました。